

第69期 定時株主総会 招集ご通知



東北化学薬品株式会社

証券コード 7446

開催日時 2020年12月17日（木曜日）
午前11時

開催場所 青森県弘前市土手町126
弘前パークホテル4階

決議事項 議案 剰余金の処分の件

目次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	14
連結計算書類等	19
株主総会参考書類	23

(証券コード 7446)
2020年12月2日

株 主 各 位

青森県弘前市大字神田一丁目3番地の1
東 北 化 学 薬 品 株 式 会 社
代表取締役社長 東 康 之

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない状況を踏まえまして、感染拡大防止及び株主様の安全確保のために株主様にはご来場をお控えいただき、書面（郵送）による方法での議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月16日（水曜日）午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月17日（木曜日）午前11時
2. 場 所 青森県弘前市土手町126 弘前パークホテル4階
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第69期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第69期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

議 案 剰余金の処分の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.t-kagaku.co.jp>) に掲載しておりますので、「本招集ご通知の添付書類」には記載していません。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.t-kagaku.co.jp>) において周知させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・受付におきまして、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、当該のお願いにご協力いただけない場合及び検温の結果体温が37.5度以上ある株主様につきましては、会場へのご入場をお断りさせていただくことをご了承ください。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますことをご了承ください。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。

※ ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合には当社ウェブサイト (<https://www.t-kagaku.co.jp>) に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善や設備投資の改善など、穏やかな回復基調となったものの、米中間の貿易摩擦が世界経済に影響を与え、依然として先行き不透明な状況が続いておりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気は急激に縮小し、世界経済へ大きな影響を及ぼしました。

このような経済状況の中で、当社グループはビジネス環境の変化に対応するため体質を強化し、積極的な営業活動をしてまいりました。

この結果、前年同期と比べ、売上高は、310億40百万円と26百万円(0.1%)の増収、営業利益は、3億61百万円と77百万円(27.5%)の増益、経常利益は、4億10百万円と80百万円(24.5%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益があった影響もあり、3億78百万円と1億56百万円(70.7%)の増益となりました。

各セグメント別の業績は、次のとおりであります。

化学工業薬品は、主力であります電子部品産業が安定的に稼働しており、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、前年同期を上回りました。また、同関連機器は、新型コロナウイルス感染症の影響で、受注のずれ込み等がありましたが、前年同期を上回りました。この結果、売上高は、全体で154億51百万円と5億86百万円(3.9%)の増収、セグメント利益(売上総利益)は、12億77百万円と19百万円(1.5%)の増益となりました。

臨床検査試薬は、新型コロナウイルス感染症の影響で検体検査数が減少したものの、新規採用や新型コロナウイルス感染症の検査試薬の増加などにより前年同期を上回りました。また、同関連機器は、前年度大型案件があった影響で、前年同期を大きく下回りました。この結果、売上高は、全体で119億27百万円と3億42百万円(△2.8%)の減収、セグメント利益(売上総利益)は、11億68百万円と19百万円(1.7%)の増益となりました。

食品は、新型コロナウイルス感染症の影響で食品添加物の減少や原料不足による製造量減少などにより、前年同期を下回りました。この結果、売上高は、32億11百万円と1億28百万円(△3.8%)の減収、セグメント利益(売上総利益)は、2億55百万円と8百万円(△3.2%)の減益となりました。

その他は、夏場の好天により病虫害の発生が少なく農薬需要が減少したことなどにより、前年同期を下回りました。この結果、売上高は、4億49百万円と88百万円(△16.5%)の減収、セグメント利益(売上総利益)は、78百万円と7百万円(△8.3%)の減益となりました。

企業集団の部門別売上高

(単位：百万円)

期 別 部 門	第 68 期 (2019年 9 月期)		第 69 期 (2020年 9 月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
化 学 工 業 薬 品	14,864	47.9%	15,451	49.8%	586	3.9%
臨 床 検 査 試 薬	12,270	39.6	11,927	38.4	△342	△2.8
食 品	3,340	10.8	3,211	10.3	△128	△3.8
そ の 他	538	1.7	449	1.5	△88	△16.5
計	31,013	100.0	31,040	100.0	26	0.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1億3百万円で、その主なものは、事業所用建物及び事務用機器・車両のリース資産等であります。なお、自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、民間設備投資は、穏やかに回復してきているものの世界経済においては、不透明な状況が続いており、当社グループを取り巻く事業環境も依然として厳しいものと予想されます。このような環境の中、積極的な営業展開を行いつつ、当社グループは顧客へのサービスを低下することなく、更なる合理化、低コスト化の推進により対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第66期	第67期	第68期	第69期
		(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売 上 高		30,862	31,730	31,013	31,040
経 常 利 益		242	333	329	410
親会社株主に帰属 する当期純利益		133	305	221	378
1株当たり当期純利益(円)		142.45	326.18	236.30	404.57
総 資 産		14,957	15,526	14,751	14,586
純 資 産		4,998	5,308	5,362	5,653

(注)2018年4月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しており、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第66期	第67期	第68期	第69期
		(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売 上 高		23,260	24,611	24,337	24,386
経 常 利 益		286	347	318	380
当 期 純 利 益		219	218	213	355
1株当たり当期純利益(円)		234.20	232.82	228.09	380.41
総 資 産		11,781	12,507	11,704	11,662
純 資 産		5,017	5,215	5,259	5,523

(注)2018年4月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しており、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社グループの主要な事業内容は、下記の販売及びこれらに附帯する保守サービス等であります。

事業内容		主要品目
化学工業薬品事業	化学工業薬品	ソーダ工業薬品・有機薬品・無機薬品・半導体薬品・合成樹脂機能薬品・防疫用殺虫剤等
	化学工業薬品関連機器	分析機器・教育機器・計測機器・公害防止機器・工作機器等
臨床検査試薬事業	臨床検査試薬	一般検査用試薬・血液学的検査用試薬・生化学的検査用試薬・内分泌学的検査用試薬・免疫血清学的検査用試薬・細菌学的検査用試薬等
	臨床検査試薬関連機器	医療機器・検体検査機器・医療用消耗品・専用消耗品・検査消耗品・医療用衛生材料等
食品添加物事業	食品添加物・同関連機器	食品添加物・食品原料・食品加工機器等
その他事業	農薬・同関連機器	農薬・土壌改良資材・種苗・園芸資材・肥料・農産物・花卉等

(7) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

当 社	本 社	青森県弘前市大字神田一丁目3番地の1
	支 店	八戸支店(八戸市)・青森支店(青森市)・東京支店(千代田区)・秋田支店(秋田市)・岩手支店(北上市)・山形支店(東根市)・仙台支店(大和町)
	営業所	大館営業所(大館市)・鶴岡営業所(鶴岡市)・むつ小川原営業所(六ヶ所村)・米沢営業所(米沢市)・盛岡営業所(盛岡市)・福島営業所(福島市)
	研究所	生命システム情報研究所(盛岡市・仙台市)
子会社	あすなろ理研株式会社	本 社 青森県平川市大坊竹原218番1
	東北システム株式会社	本 社 青森県弘前市神田一丁目2番地の14
	株式会社日栄東海	本 社 東京都練馬区石神井台二丁目35番25

(8) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
314名	5名増

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
あすなる理研株式会社	百万円 40	% 100.0	工業薬品の販売
東北システム株式会社	25	100.0	コンピュータ及びソフトウェア の販売、電気・電子機器の修理
株式会社日栄東海	95	82.6	臨床検査試薬・試薬の販売

③ 企業結合の成果

当期の連結子会社は上記の3社であり、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比0.1%増収の310億40百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比70.7%増益の3億78百万円となりました。

(10) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

借入先	期末借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	137,600千円
株式会社秋田銀行	84,530千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,928,000株
- (2) 発行済株式の総数 933,323株(自己株式26,677株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 718名(前期末比46名増)
- (4) 上位10名の株主の状況

2020年9月30日現在

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
東北化学薬品取引先持株会	64,400	6.9
東 康 夫	51,560	5.5
東京中小企業投資育成株式会社	50,400	5.4
東北化学薬品従業員持株会	49,140	5.3
株式会社青森銀行	46,000	4.9
株式会社みちのく銀行	46,000	4.9
共立損保有限会社	41,360	4.4
三菱商事株式会社	26,000	2.8
日本曹達株式会社	22,000	2.4
東 康 之	20,500	2.2

(注) 持株比率は、自己株式(26,677株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	東 康 夫	
代 表 取 締 役 社 長	東 康 之	管 理 統 括
取 締 役	今 政 弘	株式会社日栄東海 代表取締役会長
取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	嶋 津 学	営業第一グループ・営業第四グループ 統括兼営業第四グループ長
取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	佐 藤 亥	営業第三グループ統括兼仙台支店長
取 締 役 員 取 上 席 執 行 役 員	西 堀 涉	営業第三グループ長兼青森支店長 兼むつ小川原営業所長
取 締 役	高 田 修	
取 締 役	伊 藤 英 治	
常 勤 監 査 役	築 舘 宏 治	
監 査 役	岡 井 眞	岡井公認会計士事務所所長
監 査 役	永 富 明 郎	
監 査 役	神 戸 祐 次	

- (注) 1. 2019年12月19日開催の第68期定時株主総会において、西堀 涉氏が取締役に、神戸 祐次氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
2. 2019年12月19日に工藤 幸弘氏が取締役、丹藤 仁嗣氏が監査役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役高田 修氏及び伊藤 英治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。
4. 監査役岡井 眞氏、永富 明郎氏及び神戸 祐次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役にあります。
5. 社外取締役の高田 修氏及び伊藤 英治氏、社外監査役の岡井 眞氏及び永富 明郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役岡井 眞氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	85,188千円 (6,051千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	16,732千円 (7,201千円)
合 計	14名	101,920千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（4名23,298千円）は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9,778千円が含まれております。
(取締役9名9,156千円、監査役5名622千円)
3. 上記支給額のほか、2019年12月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名及び退任社外監査役1名に対して、それぞれ17,600千円、500千円、計18,100千円支払っております。なお、当金額の中には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額13,383千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との重要な兼職の状況

監査役岡井 眞氏は、岡井公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と同所との間には特別な関係はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	高田 修	当事業年度開催取締役会12回のうち12回出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等を有しており、専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	伊藤 英治	当事業年度開催取締役会12回のうち6回出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等を有しており、専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	岡井 眞	当事業年度開催取締役会12回のうち12回出席し、また当事業年度開催監査役会13回のうち13回出席し、主に公認会計士として専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	永富 明郎	当事業年度開催取締役会12回のうち12回出席し、また当事業年度開催監査役会13回のうち13回出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等を有しており、専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	神戸 祐次	社外監査役就任後開催取締役会9回のうち9回出席し、また社外監査役就任後開催監査役会10回のうち10回出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等を有しており、専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第27条及び第35条に設けており、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）	16,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分ができないため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,528,908	流 動 負 債	5,379,396
現金及び預金	637,127	支払手形	94,035
受取手形	180,364	電子記録債権	172,019
電子記録債権	174,351	買掛金	4,631,265
売掛金	5,607,459	リース債務	153,296
商品	735,330	未払費用	39,832
リース投資資産	129,982	未払法人税等	124,132
その他	65,936	賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△1,644	その他	134,814
固 定 資 産	4,133,298	固 定 負 債	759,743
有形固定資産	1,870,059	リース債務	363,527
建物	293,278	繰延税金負債	188,056
構築物	6,711	退職給付引当金	67,355
車輛運搬具	5,721	役員退職慰労引当金	87,325
工具、器具及び備品	303,402	その他	53,480
土地	1,169,449	負 債 合 計	6,139,140
リース資産	91,496	純 資 産 の 部	
無形固定資産	178	株主資本	4,990,855
電話加入権	178	資本金	820,400
投資その他の資産	2,263,060	資本剰余金	881,100
投資有価証券	1,326,214	資本準備金	881,100
関係会社株式	131,500	利益剰余金	3,354,880
長期貸付金	3,650	利益準備金	105,000
リース投資資産	295,344	その他利益剰余金	3,249,880
差入保証金	452,026	固定資産圧縮積立金	36,569
その他	78,620	別途積立金	2,770,000
貸倒引当金	△24,295	繰越利益剰余金	443,311
		自 己 株 式	△65,525
		評価・換算差額等	532,210
		その他有価証券評価差額金	532,210
資 産 合 計	11,662,206	純 資 産 合 計	5,523,065
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,662,206

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,386,966
売上原価	22,225,309
売上総利益	2,161,657
販売費及び一般管理費	1,824,948
営業利益	336,708
営業外収益	
受取利息	2,118
受取配当金	27,869
受取手数料	3,812
その他	11,379
合計	45,180
営業外費用	
支払利息	49
支払手数料	1,483
その他	88
合計	1,620
経常利益	380,267
特別利益	
固定資産売却益	198
投資有価証券売却益	179,188
投資事業組合運用益	986
合計	180,374
特別損失	
固定資産除却損	1,753
投資有価証券売却損	17,481
合計	19,235
税引前当期純利益	541,406
法人税、住民税及び事業税	174,544
法人税等調整額	11,290
当期純利益	355,571

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

東北化学薬品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北化学薬品株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、内部統制・監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び内部統制・監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部統制・監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、日本公認会計士協会のフォローアップ・レビュー、特別レビューの結果および、公認会計士・監査審査会の検査結果及び対応状況について説明文書の提出を受け、説明を受け内容の確認を行いました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月17日

東北化学薬品株式会社 監査役会
 常勤監査役 築 舘 宏 治 ㊟
 社外監査役 岡 井 眞 眞 ㊟
 社外監査役 永 富 明 郎 ㊟
 社外監査役 神 戸 祐 次 ㊟

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,732,643	流 動 負 債	7,957,788
現金及び預金	769,634	支払手形及び買掛金	6,967,719
受取手形及び売掛金	7,455,905	電子記録債務	209,899
電子記録債権	175,668	短期借入金	153,600
商 品	919,172	1年内返済予定の長期借入金	14,280
リース投資資産	129,982	リース債務	179,161
その他	284,501	未払法人税等	125,873
貸倒引当金	△2,220	賞与引当金	53,450
固 定 資 産	4,853,501	その他	253,805
有形固定資産	2,455,689	固 定 負 債	974,855
建物及び構築物	520,353	長期借入金	70,250
土 地	1,498,379	リース債務	401,687
リース資産	123,070	繰延税金負債	206,663
その他	313,885	退職給付に係る負債	102,872
無形固定資産	35,526	役員退職慰労引当金	113,560
リース資産	27,808	その他	79,821
ソフトウェア	999	負 債 合 計	8,932,644
電話加入権	6,718	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,362,285	株 主 資 本	5,097,290
投資有価証券	1,334,568	資 本 金	820,400
リース投資資産	295,344	資 本 剰 余 金	881,100
差入保証金	654,136	利 益 剰 余 金	3,461,316
その他	102,532	自 己 株 式	△65,525
貸倒引当金	△24,295	その他の包括利益累計額	524,472
		その他有価証券評価差額金	533,494
		退職給付に係る調整累計額	△9,021
		非 支 配 株 主 持 分	31,737
		純 資 産 合 計	5,653,500
資 産 合 計	14,586,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,586,145

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,040,674
売上原価	28,260,092
売上総利益	2,780,581
販売費及び一般管理費	2,419,409
営業利益	361,172
営業外収入	2,824
受取利息	27,970
受取配当金	8,241
受取手数料他	13,742
営業外費用	52,779
支払利息	1,973
支払手数料他	1,483
その他	247
経常利益	410,247
特別利益	198
固定資産売却益	179,188
投資有価証券売却益	986
投資事業組合運用益	180,374
特別損失	1,771
固定資産除却損	17,481
投資有価証券売却損	19,253
税金等調整前当期純利益	571,368
法人税、住民税及び事業税	176,666
法人税等調整額	10,849
当期純利益	383,852
非支配株主に帰属する当期純利益	5,699
親会社株主に帰属する当期純利益	378,152

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

連結計算書類等

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

東北化学薬品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東北化学薬品株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北化学薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上
以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社では、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、第69期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及び総額

普通配当として、1株につき引き続き90円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は83,999,070円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月18日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	250,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	250,000,000円
---------	--------------

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 弘前パークホテル4階
青森県弘前市土手町126
電話 0172 (31) 0089

交通のご案内

- JR弘前駅前より徒歩15分
- 東北自動車道（大鰐・弘前I.C）より車で20分
- 青森空港より車で40分